

## 第二再処理工場は「施設の抽象化された集合」→ 立国計画はいったん棚上げに

7月28日に行われた原子力委員会の第28回定例会議において、高速増殖炉サイクル実証プロセス研究会は、「核燃料サイクル分野の今後の展開について【技術的論点整理】」と題した報告書を提出した。この「論点整理」は第二再処理工場を「施設の抽象化された集合」とし、「2045年頃に操業開始」とした原子力立国計画の具体的側面を抽象化した。また、第二再処理工場やFBR実証炉開発に関する費用負担や国、民間どちらが開発主体になるかを巡って矛盾を露呈させている。五者協議会の「論点整理」は原子力政策の矛盾をより一層リアルに示すものとなった。

### 1. 「2045年頃に第二再処理工場を操業開始」としていた原子力立国計画はいったん棚上げに

「論点整理」は、「3. 第二再処理工場」の冒頭、「世間」でいわれる第二再処理工場は「何を指すかは明確

平成17年の原子力委員会原子力政策大綱によると、六ヶ所再処理工場の処理能力を超えて発生する使用済燃料の処理の方策は、2010年頃から検討を開始することとされている。これとは別に世間では、「第二再処理工場」という表現も用いられる。当該「第二再処理工場」が何を指すかは明確ではない。

「論点整理」9頁

ではない」と書いている（右囲み）。この「世間」とはいったいなにを指すのか、日本原子力研究開発機構に聞くと、「端的にいうと原子力立国計画のこと」だという。つまり五者協は、立国計画に書かれた第二再処理工場が「何を指すかは明確ではない」としていることになる。立国計画は、「2045年頃に第二再処理工場を操業開始」としている。佐賀県知事の議会答弁もこれを踏まえている。しかし、現在国はこの「2045年頃」や「第二再処理工場」をはっきりと言えなくなっている。松江市の質問や、原子力発電関係団体協議会の要望書に対して、資源エネルギー庁は、意図的に立国計画の「2045年頃」には触れないように回答している。そしてこの「論点整理」ではとうとう、「何を指すかは明確ではない」と、具体的な立国計画は棚上げにされてしまったのである。

### 2. 「施設の抽象化された集合」と抽象化されてしまった第二再処理工場

「論点整理」は、上記のように立国計画の第二再処理工場を棚上げしておいて、改めて第二再処理工場を再定義するという形をとっている（右囲み）。第二再処理工場とは何か、何をどれだけ、どのように再処理し、そこから出

当研究会では「第二再処理工場」を、『軽水炉からFBRへの移行期に我が国が必要とする再処理施設』と定義し、この期間に存在する軽水炉及びFBRの2つの核燃料サイクルを一連のものとして検討する。したがって「第二再処理工場」は、FBR、軽水炉及びプルトニウムから発生する使用済燃料を再処理する施設の抽象化された集合で、具体的、物理的な再処理設備としてはFBR由来と軽水炉由来の使用済燃料を別々の設備で処理する場合も、同一の設備で処理する場合もあり得ることとなる。また、製品（ウラン及びウラン・プルトニウム混合製品）は軽水炉またはFBRに供給されることとなるが、FBR使用済燃料の再処理製品を軽水炉にリサイクルする可能性も否定しない。

「論点整理」10頁

たものをどこで使うのかもはっきりしない。立国計画では、第二再処理工場からの製品は高速増殖炉で使用されることになっていたが、軽水炉で使用される「可能性も否定しない」と、抽象的なものにされている。結局、第二再処理工場とは、軽水炉からFBRサイクルへの「移行期の再処理施設」というだけで、その他は曖昧模糊としながら逆に何でもありの「施設の抽象化された集合」にされているのである。

### 3. 国主体を前に押し出さざるをえなくなりつつあるFBR実証炉の開発

また、「論点整理」は最後に、第二再処理工場の技術開発には長期の開発期間と多額の経費を要するが、需要は国内で1～2基程度しかなく、プラントメーカーに多くを「期待することは限界がある」とし、国が前に出て、予算で肩代わりする可能性を示唆している。また、同日に出された五者協の「高速増殖炉実証炉・サイクルの研究開発の進め方」では、FBR実証炉の開発は、「電気事業者が経営的判断にたつて技術評価を行う」と電力の意思を重視し、実施主体について採算性がある場合は「民間事業者が実質的に運営」だが、それが困難な場合は、計画の延期や国が相当程度関与する可能性があるとしている。